

令和7年8月8日（金）午前9時00分より、8月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地転用計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について  
議案第6号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和7年9月10日（水） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介  
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔 8番 中山忠文  
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一  
13番 重松栄一 14番 平田雅治 15番 平田秀樹 16番 青木照  
17番 棚町和徳 18番 中野浩行 19番 高木晋介

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は7番、8番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名7番、8番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外4名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地転用計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外6名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）

議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

議案第6号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

事務局 辻 議案第1号1番は議案第2号と同じ件のため、同時に審議をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番、議案第2号 農地転用計画変更承認申請申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は宅地分譲（11区画）になります。以前、露天資材置場として転用許可を受けていた2筆に、新たに2筆加えて転用する計画です。

申請地は、都市計画法の用途地域内で準工業地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は新設の側溝に放流する計画です。上下水道は西側の道路の既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんどうですか。

15番 平田委員 問題ないと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ないようですので採決を採らせていただきます。議案第1号条文5-1農地転用、及び議案第2号農地転用計画変更の2つ合わせて許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は露天資材置場になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設が1つずつあるため、第3種農地判断となります。雨水は自然流下で、上水道は使用せず、汚水雑排水も発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。私の担当です。〇〇さん（現所有者）が購入して、何かにするつもりだったようですが、資金ぐりがうまくいかなかったようで、手放すということみたいです。雨水は自然流下ということでしたが、東と西に排水溝があり、そこからも流しますと聞いています。特に問題はないと思います。

皆さんから何かありませんか。ないようですので採決を採らせていただきます。

許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は農作業用倉庫及び無人販売所になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設が2つあるため、第3種農地判断となります。雨水は既存の水路へ放流し、上水道は使用せず、汚水雑排水も発生しません。被害防除措置はありま

せん。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。

13番 重松委員 倉庫の面積はどれくらいですか。

事務局 田口 倉庫は8㎡です。

4番 中原委員 この方は自分の作った野菜を売るんですか。

事務局 辻 自分で作ったものと他の人から仕入れたものを売ります。今回建てる倉庫はプレハブ8㎡で、モバイル基礎と言って、杭で打つ程度なのですが建築許可の手続きすると確認しています。

10番 大石委員 地目は田ですが、現地を見たところ地上げして畑になっていました。始末書とか出ているんですか。

事務局 辻 確かに裏の用水路と同じ高さになっていて、現状畑になっているのですが、1000㎡未満で、高さも1mも変わっていないので転用許可はいりません。ずいぶん前からこの状態になっているようです。県と現地確認した際に、農地の高さについては特に問題とされていませんでした。

19番 高木委員 以前農業用倉庫を建てようとしたときに10㎡以下であれば建築許可はいらないといわれました。

事務局 辻 担当部署に確認したところ、例えば家が建っている横に10㎡以下のコンテナなら建築許可がいらないようですが、何も建物が無い場所に建てるなら10㎡以下でも許可がいるようです。最近法律が変わったようです。

議長 柳 みなさんから他に何かありますか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成過半で許可相当となりました。それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は自己用住宅への通路になります。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は自然流下で、上水道は使用せず、汚水雑排水も発生しません。被害防除措置はありません。始末書付きの案件で、工事等はありません。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号5番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は露天資材置場になります。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は自然流下で、上水道は使用せず、汚水雑排水も発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 棚町委員 特に問題はないと思います。

議長 柳 ○○市の方が大刀洗町の農地を買うのは、遠いけど問題ないですか。

事務局 辻 基本的には同じ集落や半径1km以内に住む方が利用する場合に転用ができる案件なのですが、今回は申請人の父の会社（申請地のすぐそば）と一緒に事業をしているということで、住んでいるのが町外でも事業所が町内のすぐそばであれば例外規定が認められるということです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆1，294㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

8番 中山委員 問題ありません。ハーブか何かを作るということです。所有者は山林ももってあって、それもまとめて贈与されるということです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番と3番は関連がありますので一括で審議します。説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆1，720㎡の売買です。

<事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田2筆2，890㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

1番 平田委員 もともと貸している人で、その人に作ってほしいということです。贈与でもよかったが、契約か何かで無償ではだめだったようです。問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田2筆215㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

4番 中原委員 上の宅地を申請人をお願いしていて、一緒に農地も買って下さいということです。自分もここは田んぼとは知らなかったです。問題はないと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成過半で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆781㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

18番 中野委員 問題ありません。

議長 柳 ○○市の人に売る。

事務局 辻 ○○市に住んであるんですが、土日はこちらに帰ってきて農業をされています。両親が大刀洗町に住んでいて農業をされていて、一緒にするようです。何か月前に農地を購入され、総会に来ていただいて説明をしてもらった方です。

3番 棚町委員 実際にちゃんと頑張っています。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号6番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆493㎡の売買です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

13番 重松委員 問題はないです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第3号7番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑2筆1,791㎡の売買です。

議長 柳 さっきの転用の隣ですね。金額が高いですが、事業かなにかされているんですか。

3番 棚町委員 (職業)さんですか。

事務局 辻 さっきの転用の方が(職業)さんで、そのお兄さんが農地を買われるそうです。営農計画では、(職業)で使う建築屋根材の茅を作るということです。

議長 柳 ちゃんと管理してもらわないといけませんね。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号1, 2番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆3, 420㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。  
2番が購入される方の案件です。

議長 柳 地元の人じゃだめだったんですかね。

事務局 田口 もともと〇〇さん(購入者)に貸していたところです。

6番 辻委員 〇〇さん(購入者)のハウスが建っています。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号3, 4番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番については畑1筆591㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。  
4番が購入される方の案件です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第5号1 農用地利用計画変更申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 農振除外で、変更理由は自己用住宅です。現在の居住しているアパートが手狭になり、通勤にも便利な当該地に住宅を建築するためです。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第5号2 農用地利用計画変更申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 農振除外で、変更理由は敷地拡張(資材置場)です。事業拡張により現在地が手狭となったため、現在利用している隣接地と共に資材置場にする予定です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第5号3 農用地利用計画変更申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 農振除外で、変更理由は自己用住宅です。実家に隣接し、周辺農地に対する影響も少ないと考えられる当該地に住宅を建築するためです。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 みなさんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第5号4 農用地利用計画変更申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 農振除外で、変更理由は事業用車両置場です。車両置場が不足するためです。  
資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。  
全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第6号1番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 田1筆、畑3筆1, 839㎡の売買・貸借希望です。

議長 柳 あっせん委員は原委員と平田委員をお願いします。

<事務局 議案第6号2番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 田1筆1, 657㎡の売買希望です。

議長 柳 あっせん委員は平田委員と原委員をお願いします。

<事務局 議案第6号2番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 田1筆1, 723㎡の売買希望です。

議長 柳 あっせん委員は平田委員と秋吉委員、重松委員をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。  
それではこれで全ての議事の審議を終わります。